

令和6年度 県立新発田南高等学校 部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

2 本年度の部活動

- (1) 本年度設置する部活動について

野球・バスケットボール（男女）・バドミントン（男女）・陸上競技・バレーボール（男女）
ソフトテニス（男女）・卓球・柔道・剣道・弓道・登山・サッカー・ラグビー・空手
硬式テニス（男女）・土木研修・建築研修・機械研修・電子情報研修・写真・音楽・英語・茶道
華道・書道・漫画・演劇・美術・将棋同好会・パソコン同好会・科学同好会

- (2) 活動時間及び日数について

①活動時間 学期中 平日 2時間 週休日等 3時間程度（練習試合や大会等を除く）

長期休業中 平日・週休日等 3時間程度（練習試合や大会等を除く）

②休養日 平日 1日以上、週休日等 1日以上の週 2日とする。

年間活動計画による。

③その他

- ・定期考查 1週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・年末年始等の学校閉校日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。
- ・多く活動する月においては、各月の土曜日と日曜日のうち、少なくとも2日～3日の休養を設定する。また、土曜日と日曜日で連続して活動した場合は、その週（当該の日曜日から始まる週）の平日のうち、少なくとも1日～2日を休養日とする。

- (3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

①県高体連・高野連・高文連主催、共催、後援の大会とする。

②その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

3 部活動運営について

- (1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

- (2) 保護者等の理解と協力について

保護者等の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者等に示す。